

## 平塚市立小・中学校における防犯カメラの管理運用基準

### (目的)

第1条 この基準は、平塚市立小・中学校（以下、「小・中学校」という。）に設置する防犯カメラシステムについて、個人のプライバシー保護への配慮と設置目的である犯罪防止による児童・生徒の安心・安全な学校生活の確保を図るため、運用に関し必要な事項を定め、適正な設置及び運用することを目的とする。

### (対象となるカメラシステム及び撮影範囲)

第2条 この運用基準の対象となる「防犯カメラシステム」とは、小・中学校が管理する敷地内及び施設内に設置された防犯カメラ、録画装置及び映像表示装置一式（これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。）をいう。

2 防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

### (管理責任者)

第3条 防犯カメラシステムの管理運用を適切に行うため、管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、小・中学校の校長をもってあてる。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 録画記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 防犯カメラシステムの管理に従事する者が、録画記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講ずること。
- (3) その他録画記録の適切な取扱いに努めること。

### (カメラ設置等の表示)

第4条 管理責任者は、施設利用者等が防犯カメラの設置を認識できるよう、施設内又は、敷地内の見やすい場所に、防犯カメラを設置、作動している旨を表示するものとする。

### (録画記録の管理)

第5条 管理責任者は、録画記録の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の録画記録の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 録画記録の保存期間は、撮影した日から2週間以内とし、保存期間を過ぎたものは速やかに消去するものとする。ただし、管理責任者が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 録画記録は、管理責任者が認めた者のみ閲覧できるものとする。

- (3) 録画記録は、原則として複製、加工してはならない。
- (4) 録画記録は、次条に定める利用又は提供の場合を除き、施設外に持ち出してはならない。
- (5) 録画装置は、安全に管理できる場所に置かなければならない。
- (6) 録画を記録した媒体を廃棄する場合は、破砕の上廃棄するものとする。

(録画記録の利用及び提供の制限)

第6条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、録画記録を目的以外に利用し、又は他者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査を目的として請求を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

(防犯カメラシステム操作状況等の報告)

第7条 管理責任者は、事案の発生に伴い録画映像を含む映像を確認した場合及び前条の規定により録画映像を利用又は外部提供した場合は、別紙様式により速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、苦情又は問い合わせに対して誠実かつ迅速に対応するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、録画記録に関する取扱いは、平塚市個人情報保護条例（平成19年条例第13号）及び平塚市立幼稚園、小中学校における個人情報保護ガイドラインの規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

この運用基準は、平成27年3月1日から施行する。

様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先)

平塚市教育委員会

管理責任者

\_\_\_\_\_  
学校長

防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書

平塚市立小・中学校における防犯カメラの管理運用基準第7条の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

1. 報告の区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 事案の発生に伴い映像（録画含む）を確認した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 同基準第6条に基づき、映像（録画含む）を利用した場合に係る報告 <input type="checkbox"/> 同基準第6条に基づき、録画映像を外部提供した場合に係る報告
2. 事案発生日時	年 月 日 時 分頃
3. 事案の 具体的内容	
4. 外部提供日	年 月 日

※ 1件の事案について行う報告が一連のものである場合（事案発生に伴い映像を確認し、後日法令の定めにより外部に録画映像を提供した、等といった場合）は、1件の報告書にまとめて提出してください。

※ 「4. 外部提供日」については、「同基準第6条に基づき、外部提供した場合に係る報告」のときのみ記入してください。